

教科書検定訴訟を支援する全国連絡会
東京都港区西新橋3の15の6上地ビル
TEL. 03 (433) 3526

家永教科書裁判十年史

一九七七年一月二五日 初版第一刷発行

編者 © 教科書検定訴訟を
支援する全国連絡会

発行者 田 辺 徹

印刷所 本文 大 永 舎

製本所 黒 田 製 本

発行所 株式会社 草 土 文 化

東京都千代田区五番町一〇一六
電話(二六四)〇六三一(代表)
振替 東京 五一四六二三

家永教科書裁判十年史

教科書検定訴訟を
支援する全国連絡会編

草土文化刊

刊行にあたつて

教科書検定訴訟を支援する全国連絡会

代表委員 福島 要一

一九七五年八月、教科書検定訴訟を支援する全国連絡会（全国連）の第一一回全国総会が大阪で開かれたとき、しきりに支援運動の「一〇年の折り返し点」という言葉が人びとによって語られた。

このことは、実は、教科書裁判がもう一〇年かかるといふような数量的な見通しを述べたものではない。それは、いよいよこれから想いを新たにして運動と取り組まねばならない、という覚悟を、一同が確認しあつたのである。

それと同時に、がむしゃらに運動を続けてきたわれわれにとって、ここで過ぎ去つた一〇年を振り返つていろいろの反省もし、新たな運動の見通しを立てなければならぬ、という気持が多分にあつた。それほどこの一〇年のたたかいは複雑な内容を含んでいたのである。

今でこそ杉本判决（第二次訴訟、東京地裁民事二部）が、大きな勝利であつた、というけれど、あの判決の出る前夜、われわれは、どう考えていたろうか。「よい判決が出たら、その勝利に乗って運動を拡大しよう、悪い判決が出たら、新たに闘志を燃やしてたたかいを継続しよう」、われわれはそうした緊張の中であの判決を迎える準備をしたのであつた。

しかし、その後のたたかいは、「その勝利に乗って大きな運動の展開をする」などというような生や

さしいものでは決してなかった。あれだけの判決をかちとりながら、むしろ一般の教師や父母の間では、「教育権が国民の側にありとする思想」を驚きをもって受けとられるというのが実情であって、運動そのものもあの判決後ただちに大きく発展したとは必ずしもいえなかった。

もしあの時点で、悪い判決が出ていたら、教育の現場はどんな被害を受けていただろうか。そう考えると膚に粟を生ずる、といったら思い過ぎだろうか。もしあの時点で文部省に有利な判決が出ていたら、教育の現場はずいぶん苦しい立場に立たされたに相違ない。

としたら、われわれは勝利判決に深く感謝しなければならない。杉本判决は、法廷に立った各証人が、実に素晴らしい証言を展開して、裁判長を教育した結果にはかならない。杉本裁判長が誠実であったことは喜ぶべきであるが、もしあの多数の優れた証言などによって、裁判長を説得するという弁護団のたゆまぬ努力とそれを支える全国連の活動がなかったなら、杉本判决は生まれなかったことを忘れてはならない。

畔上判決（第二次訴訟控訴審、東京高裁第一民事部）の出た今日、杉本判决に還れということがしきりにいわれる。しかし、その杉本判决は、まさにそこにいたる法廷内外のたたかいの成果であったというその歴史に、われわれは深く学ばなければならぬのである。

今、裁判はむずかしい状況に置かれている。それは基本的には司法の反動化に影響されているともいえる。

しかしわれわれは現に二つの大きな財産を持っている。その一つはすでに述べた、杉本判决における輝やかしい勝利である。たとえ杉本判决が、われわれの目から見ても満点であったと言うのではないとし

ても、それはわれわれのたたかいによってかちとった成果であって、その後の高津（第一次訴訟、東京地裁民事三部）、畔上という二つの判決も遂にその成果を抹殺することはできないでいるという点からみてやはり大きな財産である。

もう一つはやはり運動の蓄積である。今や運動はかなり強い自信を獲得してきた。あの杉本判决の成果の上に立って、教科書裁判の運動をいっそう広範な人びとの間にひろげることが可能となった。弁護団と証人の周辺で深められてきた民主的な教育理論が急速に大衆自身のものとして消化されて行った。教科書の採択に対する闘争が組まれるようになったのは、そういう状況の中だったと思う。採択という、自分たち自身でやれる運動を展開して行こうとする考え方は、「日本の教育を民主化し、再び戦争の惨禍に日本人を追いかむようなことはさせないように、憲法と教育基本法を堅持しよう、それに違反している検定制度の息の根を止めよう」という思想を、日常の現場からもう一度掘り起こして行こうとする運動の一つである。

だから採択に対する運動は、はじめは制度の民主化ということから出発したところもあった。しかし、ほんとうの教育は国民の権利に根ざすという杉本判决でかちとられた成果をふまえて蓄積された運動の底力は、その手続きに重点を置きたたいから、さらに教育の内容を変える運動に高めてきている。

こうした運動の主體的な高まりは、今や教育の反動・政治の反動によって次第に深刻化しつつある教育の荒廃と真正面からぶつかることとなった。日本国憲法の理念に反した教育が、いかに誤っているかということが具体的結果となって現在の教育の荒廃という形に現われてきたのであり、教科書検定、採択とのたたかいは、まさにその点で、文部省の政策、日本政府の政策と真向うから対立するものである。

「教科書検定が違憲である」という主張は、そのような憲法の精神に違反する制度が、結局、教育の荒廃をもたらすということを、われわれは「先見性」をもって指摘してきたのではなかったか。そしてそれは今、教師や父母の間にも「実感」としてとらえられるようになってきたのである。

ここにわれわれは、われわれの運動が、日本民族の運命とつながるものであることを知るのである。教科書裁判支援の運動は、教科書検定違憲の判決を勝ちとろうとするこれらのたたかいを通じて教育の荒廃を押し止め、正しい教育、平和のための教育を打ち立てることをめざすものとなりつつある。

これらの運動の今までの発展とそして将来への展望は、このささやかな『十年史』を通読することによっても十分に汲みとることができるであろう。この小冊子は、単なる歴史の客観的な記述ではない。教科書裁判は、法廷のたたかいと法廷外の運動とが、見事に統一された裁判であるといわれている。そうした歴史を分析する資料としてこの『十年史』は、単に教科書裁判支援に直接に参加した人びとにとつての回顧的記録というものではなく、今後、平和で民主的な日本の建設をめざすすべての人びとにとって、武器としてたたかう力を提供する豊富な内容をもつものであることを信じ、これを世に送るものである。

一九七六年一〇月

家永教科書裁判十年史 もくじ

刊行にあたって

I 教科書裁判の提訴以前

教科書統制の強化と反撃のたたかい……………14

『うれうべき教科書の問題』／教科書法案とのたたかい／教科書の
暗黒時代／「法的拘束力」のある学習指導要領の登場／教科書採択
の統制と「無償措置法」／国民からの反撃開始

勤評以来の教育裁判と教育法学の発展……………26

教育裁判の登場とその背景／教育裁判の出発点としての勤評裁判／
“人権としての教育”の確立をめざして

提訴に至るまでの経過……………34

II 一九六五年六月～一九六七年十一月

第一次訴訟の提起とその反響……………40

第一次訴訟起こされる／さまざまな反響

Ⅲ

一九六七年二月～一九六九年九月

訴訟支援運動の組織化とその発展……………49

訴訟支援運動がひろがる素地／教科書検定訴訟を支援する全国連絡
会の結成／全国連の活動はじまる

法廷論争の展開と裁判の本格化……………56

第一回口頭弁論ひらかれる／浮きぼりにされた争点／証人申請、出
そろ／熱心な傍聴活動

第二次訴訟の提起とその意義……………66

証人調べの開始と運動の組織化……………70

最初の証人／南原・宗像証言／「証言」報告集会／激動の一九六八
年を迎えて／はじめての一泊二日の全国会議

「明治百年」の思想攻勢と教科書裁判……………78

学習指導要領の改悪／学生シンポジウム／家永側証言の展開／「検
定関係文書」の提出命令／京都出張法廷／「明治百年」反対大集会

地裁民事二部結審へ……………96

結審まじか、火花散らす法廷／組織的な教科書裁判への攻撃／検定
官はじめて法廷へ／妨害の中で行なわれた家永本人尋問／無事結審
へ

IV

一九六九年九月～一九七一年二月

判決を迎えるまでの運動と司法反動……………

112

全国連鎖集会の積みあげ／一一・八中央総決起集会／一九七〇年の
たたかい／裁判所をつつむ司法反動／地裁民事二部に対する攻撃

一九七〇年七月一七日……………

121

その前夜／判決当日

杉本判决・その意義と背景……………

130

判決のあらまし／杉本判决の意義／判決を生み出したもの／判決・
その衝撃と波紋

判決を受けた後の運動の展開……………

140

教師・教職員組合の決意／出版労働者のたたかい／第六回全国総会
／全国網の目集会／「若い座標」公演と一一・二九集会

V

一九七一年二月～一九七三年九月

司法反動の嵐の中で迎えた控訴審……………

154

控訴審を迎える支援運動の課題／高裁第一民事部での攻防と豊水裁
判長の態度／証人申請をめぐるやりとり／控訴審をたたかう態勢づ
くり

VI

一九七三年九月～一九七五年十二月

国側のまきかえしと国民の運動……………162

“第三の教育改革”／教育の荒廃と学力の低下／中教審答申への反対の声／民主教育をすすめる国民連合

二つの訴訟の審理の展開……………166

高津裁判長のもとでの審理再開／文書提出命令の確定／二つの全国連総会／控訴審での証人調べ／豊水裁判長忌避へ／歴史学者による調査官尋問

第一次訴訟一審判決に向けての運動……………180

判決をとりまく状況／国・文部省側の積極的な宣伝／第九回全国総会／各地でのたたかい／三月全国活動者会議での討論／判決までのたたかい

高津判決の反動性とこれに対するたたかい……………191

高津判決／世論の受けとめ方／判決当日の全国連の諸行動／高津判決徹底批判の運動

第二次訴訟・畔上部での危険な動き……………197

畔上部の違憲審査回避の姿勢／いきなり結審——一月二二日の法廷／弁論再開を求めている運動の盛り上がり／教科書制度変革への指

VII

向／畔上部の奇妙な動き——「和解」提案／提訴一〇周年記念集会
／「和解」の破産／一九七五年二月二〇日判決当日／国民は畔上
判決をどのように受けとめたか／全国連臨時総会での確認／畔上判
決についての討議

明日のたたかいに向けて

明日のたたかいに向けて……………

218

教科書裁判の意義

教科書統制へのたたかいの拡大／教育民主化のたたかい／軍国主義
イデオロギーとのたたかい／国民の内面の自由を確立するために／
子どもの尊厳と教育権を確立するために／多面的な意義——裾野の
広いたたたかい／裁判闘争のメリット

220

一〇年のたたかいの成果

全国連の組織拡大／教科書への関心のひろがりと教科書運動の発展
／訴訟面での成果

232

今後の課題

むすび……………

245

VIII

この一〇年をふりかえって

座談会 教科書裁判……………252

あとがき 295

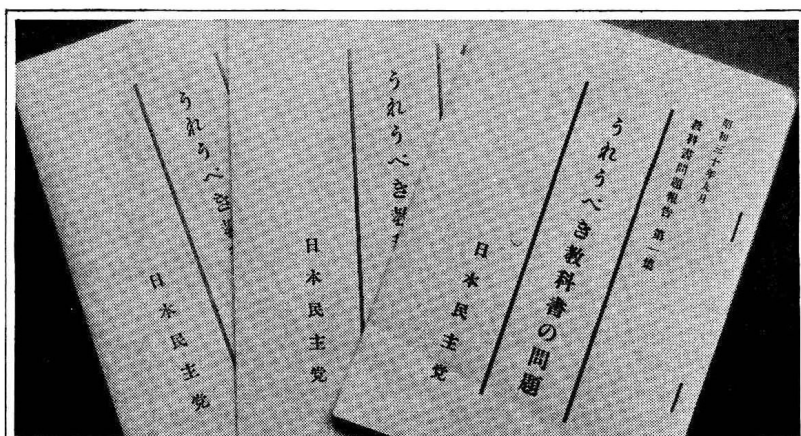
〔資料〕 証人および証言内容一覧 301

全国連・都道府県連・地区連の刊行物一覧 310

家永教科書裁判十年史年表 314

I

教科書裁判の提訴以前



教科書統制の強化と反撃のたたかい

『うれうべき教科書の問題』

ことの起りは一九五五（昭和三〇）年春の総選挙のときにさかのぼる。この選挙で革新政党が三分の一をにぎって、反動権力のかねてからの憲法改悪の動きに致命的な打撃をあたえることができた。その選挙戦のさ中、当時保守政党の一つであった日本民主党（この年一月に保守合同が行われ、自由民主党が結成される）が、選挙公約の一つに「現行教科書制度の再検討」を掲げたのである。

世にいう教科書問題の直接的な火ぶたを切ったのがこの民主党の動きであった。選挙後の八月、日本民主党の名で『うれうべき教科書の問題』と題したパンフレットが大量に作成され、各方面にばらまかれたのである。同党のいい分にしたがえば、それは「現在の教科書制度およびその内容のうち、とくに偏向教育をはらむ教科書の内容を重視して、これが調査をなし、日本の教育の危機にたつ実情をあきらかにするとともに、きたるべき教育改革の基礎資料をつくりあげることを目標」として作成されたということである。このいい分にあらわされているように「偏向教育をはらむ教科書」をこのまま放置しておいたのでは「日本の教育の危機」を深めるということになり、「教育の危機」は「偏向教科書」から

くるとおそれている。

これは裏返せば、教科書によって真理・真実を子ども・国民が知るようになることは、権力のもっともおそれる点であることを告白しており、したがってそのような教科書を「偏向」だときめつけ、国民にそれを宣伝しようとしたのがこのパンフレットの刊行になってあらわれたわけである。その証拠にここで「偏向」とされた教科書内容の事例は、いずれも偏見と中傷にみたされたものであり、とりあげられた教科書の著者は、権力に迎合することなく民主的な教育研究運動に参加している人たちばかりであった。

こうした教科書内容への権力介入の背後をたどれば、その前年のアメリカとのMSA協定につき当りし、その裏には一九五三年の「池田・ロバートソン会談」をみることができる。この会談はMSA協定のための予備会議として行なわれたのであるが、会談の中でアメリカ側から日本の急速な再軍備の要求が出されたのに対して、日本では憲法九条によって「今後如何なることがあっても再び武器をとってはならない」と青少年が教育されているため、あるいはその他の理由で再軍備が急速にすすまないことが説明され、日本政府は、これら再軍備を阻害している原因を教育等によって取り除くことに全力をつくすことが約束されたと伝えられている。これを裏書きするかのように、早速翌年の国会には文部省から「偏向教育の事例」が報告され、それをとりしめるためと称していわゆる「政治的中立に関する教育二法案」が上程、採決された。しかしここであげられた「偏向教育の事例」も平和や民主主義の教育に努力している学校の取り組みばかりであった。

この一連の動きの中で民主党のパンフレットが出されたのであり、したがってそれはある意味では自